

## ○配管設備自費工事の施行に関する要綱

制定 平成21. 3. 27企業局要綱第2号

改正 平成28. 3. 31企業局要綱第1号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松山市水道事業給水条例（平成9年条例第37号。以下「条例」という。）第4条に規定する給水装置の新設工事のため配水管の布設を要する場合に、給水装置の新設工事をしようとする者（以下「申込者」という。）が松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申し込むことができる配管設備自費工事の施行について必要な事項を定め、もって当該工事を円滑に実施し、給水サービスの向上を図るものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、配管設備自費工事とは、申込者が水道を使用するために給水装置の新設工事に付帯して施行する工事で、工事完成后、当該工事に係る配管設備を管理者に譲渡する予定で、指定給水装置工事事業者に発注して施工する工事をいう。

### (適用)

第3条 配管設備自費工事を管理者に申し込むことができる申込者は、松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程（平成24年企業局規程第7号）に規定する特設配水管布設工事に基づき給水を受ける場合以外で、給水を受けようとする者とする。

### (要件)

第4条 配管設備自費工事は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 申込者が給水装置の新設工事に付帯して施行すること。
- (2) 申込者がこの要綱に定めるもののほか、管理者の指示する条件に同意して、自費で施行すること。
- (3) 当該工事の施工は、申込者が第15条に規定する資格要件を備えた指定給水装置工事事業者に発注して実施すること。
- (4) 工事完成后は、申込者が当該工事に係る配管設備の出来高完成品を管理者に有償で譲渡すること。

### (施工条件)

第5条 配管設備自費工事は、次に掲げる施工条件を満たすものでなければならない。

- (1) 当該工事に係る配管設備の布設延長は、120メートルを超えないこと。
- (2) 当該工事に係る配管設備の布設場所は、公道その他管理者が認めた箇所とすること。
- (3) 当該工事に係る配管設備の布設口径及び使用材料は、管理者が指定するものとする  
こと。
- (4) 当該工事に関し管理者が定める配管計画に同意すること。

(事前協議)

第6条 申込者は、配管設備自費工事を申し込もうとするときは、事前に位置図、上水道管理図など管理者が必要と認める書類を提示のうえ、管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

(申込)

第7条 前条の事前協議を終えた申込者が、配管設備自費工事を申し込もうとするときは、配管設備自費工事施行申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図
- (2) 公図の写し
- (3) 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し
- (4) 配管設備布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し
- (5) 建築確認済書又は農地転用受理通知書の写し
- (6) 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書
- (7) 水路伏越・上越布設承諾書
- (8) 排水設備設置承諾書
- (9) 給水管継ぎ替え同意書
- (10) 施工図
- (11) 当該工事に従事する主任技術者及び配管工の氏名及び資格者証の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、管理者が必要がないと認めるときは、その一部の提出を省略することができる。

(承認通知)

第8条 管理者は、前条の申込を受理した場合は、当該申込に係る書類に基づきその内容を審査し、申込を承認したときは、承認通知書（様式第2号）により申込者に通知する

ものとする。この場合において、管理者は配管設備自費工事の施行に必要な条件を付すことができる。

(協定の締結)

第9条 申込者は、前条の承認通知を受け、かつ、管理者の付与する条件に異議がないときは、管理者及び当該工事を施工する指定給水装置工事事業者との間で、配管設備自費工事の施行について協定を締結しなければならない。

(変更申込)

第10条 第8条の規定により通知を受けた申込者が、配管設備自費工事を変更しようとするときは、速やかに変更申込書(様式第3号)に必要な書類を添えて管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、管理者が行う変更承認通知については、第8条の規定を準用する。

(工事の施行)

第11条 申込者は、第4条に規定する要件を遵守し、配管設備自費工事を適正に施行しなければならない。

(工事の施工)

第12条 申込者から配管設備自費工事を受注した指定給水装置工事事業者は、第5条に規定する施工条件及び管理者が定める水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施工しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、当該工事の施工に当たっては主任技術者を従事させるものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、当該工事に係る管の接合等の作業には、次の各号のいずれかに該当する資格者を従事させるものとする。

(1) 松山市公営企業局技能資格者規程(平成10年企業局規程第3号)に規定する1級配管工

(2) 公益社団法人日本水道協会(昭和7年5月12日に社団法人水道協会という名称で設立され、昭和31年3月16日に社団法人日本水道協会という名称に変更され、平成25年4月1日に公益社団法人日本水道協会に移行された法人をいう。)の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者

(工事の着工及び竣工)

第13条 申込者は、配管設備自費工事を着工しようとするときは、速やかに着工届(様

式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 申込者は、配管設備自費工事を竣工したときは、速やかに竣工届(様式第5号)に管理者が指定する竣工図、工事内容写真及び数量集計表を添えて、管理者に提出しなければならない。

(竣工検査)

第14条 管理者は、前条第2項の竣工届を受理したときは、速やかに配管設備自費工事の竣工検査を行うものとする。

(指定給水装置工事事業者の資格要件)

第15条 配管設備自費工事を施工することができる指定給水装置工事事業者は、条例第6条に規定する指定給水装置工事事業者のうち、管理者が別に定める資格要件を備えた指定給水装置工事事業者とする。

(配管設備の譲渡)

第16条 申込者は、配管設備自費工事が第14条に規定する竣工検査に合格したときは、遅滞なく当該工事に係る配管設備の出来高完成品を管理者に譲渡するための譲渡契約を管理者と締結するものとする。

2 前項の譲渡金額は、指定給水装置工事事業者が施工に要した工事費に事務費を加算した額とする。ただし、当該金額が管理者が定める算出基準に基づき算出した金額に事務費を加算した額を超える場合は、管理者が算出した額に事務費を加算した額を譲渡金額とする。

3 管理者は、申込者から当該工事に係る配管設備の引渡しを受け、かつ、譲渡契約に基づく請求があった後に、前項の譲渡金額を支払うものとする。

(瑕疵担保)

第17条 管理者は、前条の規定により引渡しを受けた配管設備に瑕疵があることが判明したときは、当該工事を施工した指定給水装置工事事業者に対し相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときはこの限りでない。

(水道の使用)

第18条 申込者は、配管設備自費工事が第14条に規定する竣工検査に合格後、速やかに水道を使用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則 (平成28年企業局要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。